

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）			
税 目	法人税（措法 57 の 10③、68 の 59③）			
要 望 の 内 容	<p>漁業協同組合等の貸倒引当金の特例（繰入限度額の 16%割増）の適用期限を 2 年延長すること。</p> <p>[特例措置の概要] 中小企業等（漁業協同組合等を含む。）が、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額を基礎として貸倒引当金を繰り入れる際の限度額の算出について、過去 3 年間の実績に基づく貸倒実績率又は法定繰入率のどちらかの選択適用が認められ、さらに漁業協同組合等についてはそれぞれの繰入限度額の 16%割増の範囲内とすることができる。</p>			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">－ 百万円 (－ 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (－ 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	－ 百万円 (－ 百万円)			
	<p>(1) 政策目的 漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定</p> <p>(2) 施策の必要性 漁業協同組合等は、組織は他産業と比較して零細であり、その経営は燃油価格や災害等の外的要因に大きく影響を受けやすいことから、販売・購買事業未収金や貸出金の回収が困難となって経営が圧迫されるリスクが高い。</p> <p>貸倒引当額を上回る貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、漁業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという漁業協同組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。</p> <p>厳しい経営環境の中で必要な役割を果たしていくための漁業協同組合等の基盤を強化し、これにより漁業経営の安定という政策目的の実現を図るため、本特例措置により組合の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することが必要である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》漁業経営の安定 ②漁業協同組合系統組織の基盤強化									
		政策の達成目標	漁業者の安定的な生産活動のため、これを支える漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る。									
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 25 年 3 月 31 日まで（2 年間）									
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。									
	政策目標の達成状況	当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合 平成 18 年度末時点 69.2%（867 組合／1,252 組合） 平成 19 年度末時点 70.8%（826 組合／1,166 組合） 平成 20 年度末時点 70.7%（759 組合／1,073 組合）										
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象組合数（うち貸倒引当金計上）</th> <th>適用組合数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>2,168 組合（730 組合）</td> <td>537 組合</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>2,066 組合（698 組合）</td> <td>499 組合</td> </tr> </tbody> </table>		対象組合数（うち貸倒引当金計上）	適用組合数	平成 22 年度	2,168 組合（730 組合）	537 組合	平成 23 年度	2,066 組合（698 組合）	499 組合
			対象組合数（うち貸倒引当金計上）	適用組合数								
	平成 22 年度	2,168 組合（730 組合）	537 組合									
	平成 23 年度	2,066 組合（698 組合）	499 組合									
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平成 22 年度及び平成 23 年度見込においては、過去の実績から貸倒引当金を計上する対象組合の約 7 割以上が本特例措置の適用を受けることが想定され、金額では平均 166 百万円のコスト（減収額）により 498 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化される見込である。 また、平成 20 年度で沿海地区漁協全体の約 3 割（314 組合）であった当期損失金を計上する漁協数の減少が見込まれる。										
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特になし。										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	特になし。										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	特になし。										
	要望の措置の妥当性	漁業者への金融機能及び販売・購買事業を支えている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本特例措置による対応が効率的かつ効果的である。										

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象組合数（うち貸倒引当金計上）</th> <th>適用組合数</th> <th>減税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度 2,434 組合（807 組合）</td> <td>630 組合</td> <td>292 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度 2,353 組合（767 組合）</td> <td>570 組合</td> <td>173 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度 2,270 組合（762 組合）</td> <td>575 組合</td> <td>109 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象組合数（うち貸倒引当金計上）	適用組合数	減税額	平成 19 年度 2,434 組合（807 組合）	630 組合	292 百万円	平成 20 年度 2,353 組合（767 組合）	570 組合	173 百万円	平成 21 年度 2,270 組合（762 組合）	575 組合	109 百万円
	対象組合数（うち貸倒引当金計上）	適用組合数	減税額											
	平成 19 年度 2,434 組合（807 組合）	630 組合	292 百万円											
	平成 20 年度 2,353 組合（767 組合）	570 組合	173 百万円											
平成 21 年度 2,270 組合（762 組合）	575 組合	109 百万円												
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>直近の実績値である平成 21 年度では、対象となる漁業協同組合等 2,270 組合のうち、762 組合が貸倒引当金を計上し、そのうちの約 7 割以上である 575 組合が 16%割増の特例の適用を受けており、金額では 109 百万円のコスト（減収額）により 604 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。</p> <p>また、沿海地区漁協において当期損益で損失を計上している組合の割合は、緩やかではあるが減少している。</p> <p>平成 16 年度：33.1%（481 組合/1,455 組合） → 平成 20 年度：29.3%（314 組合/1,073 組合）</p>													
前回要望時の達成目標	国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就労構造の確立													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 20 年度に沿海地区漁協において、当期損失金が発生していない組合は全体の約 7 割（759 組合/1,073 組合）であるが、このうち約 7 割（514 組合/759 組合）は利益が 1,000 万円以下又は利益なしである。これらの漁協の財務基盤は未だ脆弱であり、漁業者及び漁業生産の減少に加えて、近年の燃油価格の高騰や大型クラゲの被害等により、漁業者及び漁業協同組合等の経営の改善及び基盤強化は十分に進んでいない。													
これまでの要望経緯	<p>昭和 41 年度 創設</p> <p>昭和 55 年度 繰入限度額の割増を 20%から 16%に引下げ</p> <p>平成 10 年度 資本金 1 億円超の内国法人（公益法人及び協同組合等は除く）については法定繰入率を廃止</p> <p>平成 12 年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定</p>													